

UBC情報

発行：2017年10月2日

No. 208

Selected Clients & Professionals Relationship

～ 今月のお知らせ～

平成29年10月1日から
改正育児・介護休業法がスタートします

【改正内容】

最長2歳まで育児休業の再延長が可能に！
事業主さまは子供が生まれる予定の方などに
育児休業等の制度をお知らせしましょう！

トピックス

【確定申告】医療費控除等の適用は「明細書」を添付 領収書に代えて、「医療費の明細書」を添付

医療費控除の適用を受ける場合、これまでは確定申告書に医療費の領収書を添付等する必要がありましたが、29年度税制改正により、29年分以後の確定申告（30年1月以後に申告書を提出）から、領収書に代えて、「医療費の明細書」を添付することになりました。

医療費の明細書とは、「医療を受けた方の氏名」や「病院・薬局などの支払先の名称」、「支払った医療費の額」などを記載したものです。

なお、領収書については、確定申告期限等から5年間は、提示又は提出を求められる可能性があるため、保存しておく必要があります。

ただし、保険者（協会けんぽや健康保険組合）から交付を受けた医療費通知書を医療費の明細書として添付した場合、領収書の保存は必要ありません。

「セルフメディケーション税制」も同様

今年から、健康の維持増進及び疾病予防のために一定の取組（予防接種や定期健康診断等）を行う方が、本人又は生計を一にする親族に係るスイッチOTC医薬品（医療用から転用された医薬品）の購入をし、その支払額の合計が年間1万2千円を超えた場合に、超えた部分の金額（8万8千円が上限）が所得控除できる「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」が始まっており、従来からの医療費控除とどちらか有利な方を選択適用できます。

同制度についても医薬品購入費の領収書に代えて、明細書を添付することになります。

なお、経過措置として29年分から31年分は、領収書の添付等でも控除の適用はできます。

対象のOTC医薬品の目印は？

制度自体が始まったばかりで全ての商品に表示されている訳ではありませんが

パッケージにこのようなマークが表示されている市販薬です。

（厚生労働省HPに対象製品及び成分一覧表示）

このマークが目印です



納め忘れの年金保険料は「後納制度」を利用

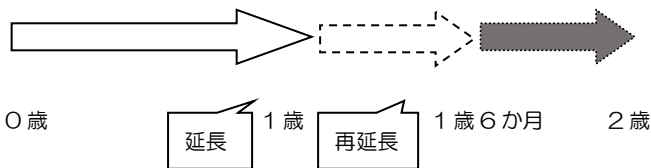
8月から老齢年金の受給資格期間が原則10年（120月）以上に短縮されましたが、満額の老齢基礎年金を受け取るには、国民年金保険料を40年間、納付している必要があります。

保険料の納め忘れなどで未納となっている期間がある場合は、原則として納付期限から2年過ぎると時効によって納付できなくなりますが、30年9月までの時限措置として「5年の後納制度」が実施されており、5年前まで遡って保険料の納付ができます。



改正育児・介護休業法（育児休業期間の延長）

今回の改正では1歳6か月以後も、保育園等に入れないなどの場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで再延長できます。それに伴い、育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。



この他、労働者やその配偶者の妊娠・出産を知った場合に育児休業等に関する制度を知らせることや育児に関する目的で利用できる休暇制度を設けることが事業主の努力義務となります。

消費税の中間申告が必要となるのは

消費税の課税期間は原則として1年とされていますが、個人の場合は前年、法人の場合は前事業年度の消費税の年税額が48万円（地方消費税額は含みません）を超える場合は、消費税を分けて納税する中間申告が義務付けられています。

なお、事業状況が前年と著しく異なる場合などは、「前年実績による中間申告」に代えて、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額等により中間申告・納付ができます。

交通違反の反則金にかかる税務上の取扱い

先日「秋の全国交通安全運動」が実施されました。特に自動車の運転による事故は、ひとつ間違えば人命にかかわりますので、安全運転を徹底しましょう。

なお、業務中に起こした交通違反の反則金を会社が支払った場合、税務上、損金（個人事業の場合は必要経費）には算入できません。これは罰金や料、過料を損金（必要経費）として処理できてしまうと、税負担の軽減となり制裁的な効果が失われるためです。



編集後記

何をするにも気持ちの良い季節になりましたね♪
こんな時期こそ、少しでもいつもと違う！新しい事に
一歩踏み出してみませんか？

私は、ちょっとだけお散歩を始めてみました（・v・）



発行元 ㈲ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL：0836-33-6717 FAX：0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 208

発行：2017年
10月2日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元：
(有)ユービーシー経営
河野会計事務所

〒755-0036
宇部市北琴芝 1-6-10

Tel:0836-33-6717
Fax:0836-33-6753
Mail:info@ubc-net.com
URL:http://ubc-net.com



トピックス

保育所等関連状況取りまとめ ～厚労省が発表～

◆厚労省は9月1日、平成29年4月1日現在の「保育所等関連状況取りまとめ」を公表しました。この取りまとめは、全国の保育所等の状況を把握するために厚労省が毎年実施しているもので、平成27年度の調査からは、新たに幼保連携型認定こども園等の特定教育・保育施設と特定地域型保育事業（うち2号・3号認定）が対象とされています。

待機児童は、前年度から2,500人あまり増加、待機児童のいる市町村数も34増加し、いずれも約1割の増加となっています。

（参考：厚労省HP）

【保育所等関連状況取りまとめのポイント】

- 保育所等定員は274万人（前年比+10万人）
- 利用児童数は255万人（前年比+8万8千人）
- 待機児童数は26,081人（前年比+2,528人）



全国老施協が介護報酬アップの要望 ～赤字特養は全体の3割超とも～

◆全国老人福祉施設協議会（以下「老施協」といいます）は8月23日、厚労省に「我が国の高齢者の尊厳と自立をまもる介護・福祉の実現に向けた意見～2025年における高齢者施設・事業所の供給体制確保に向けて～」と題する2018年度の介護報酬改定等に関する意見書を提出しました。老施協のまとめによれば、特養の赤字施設は過去最悪の3割超とされ、報酬の引き上げを求めて8月29日に「介護報酬改定決起セミナー」を開催するなどの活動を行っています。

要望の内容としては、介護職員による医療行為の拡大と報酬評価のほか、介護職員処遇改善加算の対象範囲の拡大などを求めています。また、食費や居住費の利用者負担に伴う基準費用額の増額によって、特養が負担する食費差額の軽減についても述べられています。

（参考：福祉新聞社HP／老施協HP）

人事院が国家公務員給与改定を勧告 ～今年度も期末・勤勉手当アップの勧告～

◆8月8日、人事院は内閣に対して今年度の「人事院勧告」を行いました。同勧告は民間と国家公務員の給与水準をそろえるのが目的で、勧告の基準となる「民間給与実態調査」を毎年5～6月に従業員50人以上の民間企業約12,400か所を対象として実施し、その結果をもとに毎年8月に示されます。

今年度の同勧告では、国家公務員一般職の月給を平均631円(0.15%)、期末・勤勉手当(ボーナス)を0.10カ月分、それぞれ引き上げることが主な内容となっており、勧告の内容がそのまま実施されれば、今年度の期末・勤勉手当は総額で4.40カ月分になります。月給と期末・勤勉手当の同時引き上げは4年連続ですが、民間の賃上げの動きの鈍化を受け、月給の上げ幅は前年度を下回りました。財務省や総務省の試算では勧告通り引き上げた場合には、国家公務員で約520億円、地方公務員で約1,370億円が必要になるとされています。

また勧告対象は国家公務員ですが、人事院勧告に沿って改定される地方公務員にも影響するほか、措置費単価や保育所・認定こども園などの公定価格も同勧告に基づいて積算されているため、今後遡及改正単価が示されることとなります。また保育所等では処遇改善に充てるための費用の額もこれによって上昇することが必至です。

(参考：人事院HP／日経新聞／産経ニュース)

人事院勧告

	月給給 前年度比	6月期	12月期	3月期	期末・勤 勉手当計
H10年度以前	—	期末1.60 勤勉0.60	期末1.90 勤勉0.60	期末0.55	5.25
H15年度勧告	△1.07%	期末1.55 勤勉0.70	期末1.45 勤勉0.70	—	4.40
H20年度勧告	—	期末1.40 勤勉0.725	期末1.90 勤勉0.775	—	4.50
H25年度勧告	—	期末1.25 勤勉0.70	期末1.35 勤勉0.65	—	3.95
H26年度勧告	+0.3%	期末1.225 勤勉0.675	期末1.375 勤勉0.825	—	4.10
H27年度勧告	+0.4%	期末1.225 勤勉0.75	期末1.375 勤勉0.85	—	4.20
H28年度勧告	+0.2%	期末1.225 勤勉0.80	期末1.375 勤勉0.90	—	4.30
H29年度勧告	+0.2%	期末1.225 勤勉0.85	期末1.375 勤勉0.95	—	4.40

★国会、内閣、関係大臣その他機関の長に対して人事院が毎年行うもの。国家公務員のうちの一般職職員に関する「給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告」(国家公務員法第3条第2項)のことで、一般に「人勧」と略称される。民間給与の調査結果が反映されるとともに、社会福祉施設等における単価決定の積算根拠として引用されるため、大幅な人勧の変動は施設経営に影響することもあり得る。平成25年頃を底に、近年では徐々に上昇する傾向が続いている。

